

「医療費のお知らせ」 発送時期と掲載内容が変更になります

兵庫県後期高齢者医療広域連合は、被保険者の皆様が保険医療機関等を受診した際の医療費に関して、実際に費用がどれだけかかっているかを認識していただくとともに、ご自身の健康管理に役立てていただくため、年に2回「医療費のお知らせ」を送付しています。

令和元年度（平成31年4月～令和2年3月）の2回目の発送より、発送時期と掲載内容を下記のとおり変更する予定ですので、お知らせします。

記

		変更前	変更後
発送時期	1回目	10月上旬	(令和2年度～) 未定
	2回目	2月下旬	2月上旬
掲載対象 となる 診療年月	1回目	12月から5月まで	(令和2年度～) 11月から4月まで
	2回目	6月から11月まで	(令和元年度) 6月から 10月まで (令和2年度～) 5月から 10月まで

<医療費控除について>

- ・確定申告の際に医療費控除の適用を受けるためには「医療費控除の明細書」（税務署の様式）に必要事項を記入し、確定申告書に添付して所轄税務署に提出する必要があります。
- ・当広域連合が送付する「医療費のお知らせ」（医療費通知）を提出する場合には、「医療費控除の明細書」の「1 医療費通知に関する事項」欄に必要事項を記入してください。
- ・**11月及び12月診療分の医療費は、2月上旬にお送りする「医療費のお知らせ」には記載されませんので、「医療費控除の明細書」の「2 医療費（上記1以外）」欄に必要事項を記入してください。この場合、「2 医療費（上記1以外）」欄に記入した医療費の領収書は、確定申告期限から5年間、自宅等で保管する必要があります。**
- ・確定申告に関する詳細は、税務署にお問合せください。